

STEP 2 申告に向け必要な書類等をそろえる～準備チェックリスト～

町・県民税の申告受付と 所得税の申告相談日

- 相談会場 役場3階 305・306会議室
- 受付時間 午前9時～11時、午後1時～3時30分
※土・日曜日・祝日は閉庁となります。
※2月24日(月)は振替休日で閉庁のため、
申告相談は行いません。

日程	対象地区
2月	17日(月) 石坂・鳩山団地
	18日(火) 松ヶ丘一・二丁目
	19日(水) 松ヶ丘三・四丁目
	20日(木) 楓ヶ丘一・二丁目
	21日(金) 楓ヶ丘三・四丁目
	25日(火) 鳩ヶ丘一・二丁目
	26日(水) 鳩ヶ丘三～五丁目
	27日(木) 大橋・奥田
	28日(金) 須江・竹本
	3月
3日(火) 熊井	
4日(水) 小用	
5日(木) 大豆戸	
6日(金) 赤沼	
9日(月) 今宿	
10日(火)～16日(月)	

申告に必要なもの

- 印鑑(認印・朱肉を使用するもの)
 - 「マイナンバーカード」または「通知カード及び自動車運転免許証等の本人確認書類」の原本
 - 所得税の申告をされる方は本人名義の通帳及び金融機関にお届けの印鑑
 - 税務署から届いた「確定申告のお知らせ」はがきや、「利用者識別番号の通知」等 関係書類
- 【収入に関する書類】
- 源泉徴収票や支払調書(コピー不可)、その他所得の分かる書類 ※申告には、源泉徴収票をすべてお持ちいただく必要があります。
 - 事業(農業・営業など)及び不動産所得がある方は、収入と必要経費を記入した収支内訳書及び帳簿
※収支内訳書は必ず計算・記入してきてください。
※事業とは、営利性のあるものを指し、経費のみの申告はできません。
- 【控除に関する書類】
- 被扶養者の所得が分かるもの(写し可) ※配偶者(特別)控除・扶養控除を受ける方
 - 社会保険料控除や障害者控除、生命保険料控除、地震保険料控除などの控除関係の書類 ※医療費控除を受ける場合は、「医療費控除の明細書」や、「医療費のお知らせ」、その他医師等の証明書がある場合はその証明書

- ご注意ください**
- ◆最終日の3月16日(月)は、書類不足時に相談をお受けできなくなるほか、所得税の納期限であるため、できるだけ避けていただきますようお願いいたします。3月10日(火)以降の納付の方は、口座振替による納付にご協力ください。
 - ◆町・県民税、所得税申告とも、申告書が完成していて相談不要であり、控えも不要の方は、並ばずに相談会場待合室にある提出箱にお入れください。(郵送での提出や、役場東出張所への提出も可能です。)
 - ※町・県民税申告で控えが必要な方はお並びください。
 - ◆国税庁ホームページ等で作成した申告書のチェック依頼はご遠慮くださいますようお願いいたします。

税務署の申告会場(東松山市民文化センター)で受付する申告

次のいずれかに該当する申告は、税務署の確定申告会場での申告が必要です。

- ①譲渡所得(土地・株式など)の申告
※公共団体のみに土地を譲渡された方は、町の会場で申告ができます。
- ②利子所得、配当所得、退職所得の申告
- ③外国税額控除のある方
- ④住宅借入金等特別控除を初めて受ける方
- ⑤雑損控除の申告
- ⑥青色申告や繰越損失の申告
- ⑦消費税・贈与税の申告
- ⑧死亡した納税義務者の収入の申告(準確定申告)
- ⑨過年分(平成30年分以前)に関する所得税の申告
- ⑩その他複雑な内容の申告のある方

- 開設期間・受付時間：2月17日(月)～3月16日(月) 午前9時～午後4時(土・日曜日を除く)
※上記期間中は東松山税務署では申告相談を行っていません。

- 税務署の申告会場：東松山市民文化センター(東松山市六軒町5-2)



令和元年分 税の申告などのお知らせ 税の申告準備はお早めに

今年も、町・県民税、所得税などの申告が始まります。ご自身が申告をする必要があるのかどうかや、申告をスムーズに行うための注意点などをご案内します。なお、申告期限は3月16日(月)までです。
問合せ 【町・県民税に関すること】役場税務会計課 ☎296-5892 【所得税に関すること】東松山税務署 ☎0493-22-0990

STEP 1 申告対象を知る～申告チェックリスト～

※納め過ぎた所得税の還付申告を受ける場合は、下表に関わらず確定申告が必要です。
※「申告不要」の場合でも、国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険加入者がいる世帯は全員(令和元年12月31日時点で、16歳未満で収入のない方を除く)町・県民税申告をしてください。収入がない場合でも「収入なし」と申告してください。
※令和元年分(中)とは、平成31年1月1日から令和元年12月31日までの期間に係る年分(中)をいいます。

スタート

↓

令和2年1月1日に鳩山町にお住まいですか?

↓

はい

↓

いいえ

↓

当時お住まいの市区町村で申告してください

収入なしまたは非課税収入のみ(遺族年金、障害年金、失業給付金など)

要件は?

- 鳩山町在住の親族の税法上の扶養になっている
- 親族の税法上の扶養になっていない
- 鳩山町以外に住む親族の税法上の扶養になっている

← 左記から選択

主に公的年金収入

要件は?

- 公的年金収入のみで148万円(65歳未満は98万円)以下である
- 公的年金収入のみで148万円(65歳未満は98万円)超、400万円以下で、所得控除を受ける方
- 公的年金収入が400万円以下で、他の所得(20万円以下)がある
- 公的年金収入のみで400万円を超える
- 公的年金収入以外の所得が20万円を超える(年金収入金額に関係なく)

← 要件は?

主に給与収入

要件は?

- 年末調整が済んでいる(1か所からの給与のみ)、かつ給与支払報告書が勤務先から鳩山町へ提出されている
- 年末調整が済んでいる(1か所からの給与のみ)が、給与支払報告書が勤務先から鳩山町へ提出されていない
- 給与収入以外の所得が20万円以下である
- 次のいずれかに該当する方
 - 年末調整の内容に変更がある
 - 医療費控除を受ける
 - 新規に住宅借入金特別控除を受ける
 - 2か所以上から給与の支払いを受けた
 - 年末調整が済んでいない
 - 給与収入が2,000万円を超える
 - 給与収入以外の所得が20万円を超える(給与収入金額に関係なく)

← 要件は?

事業所得(農業など)、不動産所得、雑所得、一時所得、利子所得、配当所得、総合譲渡所得

要件は?

- 所得金額より控除が多い場合
- 所得金額より控除が少ない場合

← 要件は?

町や県などへの土地の譲渡を除き、町の会場ではお受けできません。

← 要件は?

税務署で確定申告

- 譲渡所得(土地・建物)
- 先物取引の雑所得
- 株式等の譲渡所得
- 上場株式などの配当所得
- 山林所得、消費税の申告 など

※いずれも確定申告が不要な場合は、町の会場で可



税
レ
ポ

税について学ぶ
小学校で「租税教室」を実施



税金についてわかりやすく
教える町職員
(鳩山小学校にて)

社会科授業の一環で、12月16日に鳩山小学校6年生に対し町税務会計課職員が、12月17日に今宿小学校6年生に対し税理士が「租税教室」を行いました。

鳩山小学校の児童たちは、町職員から税金の種類や、学校の様々なものに税金が使われていること、もしも税金がなかったら生活がとて不便利になるなど、税金の大切さについて学び、時間いっぱいまで町職員の話に熱心に聞き入っていました。

税の標語優秀作の表彰式が
鳩山中学校で行われました



11月20日、「税の標語」の表彰式が行われ、鳩山中学校の生徒5人が表彰されました。

この標語は、東松山間税会主催により、税についての啓発や租税教育推進の一環として募集され、応募総数1,394首の内、鳩山中学校からは192首の応募がありました。なお、受賞者は次のとおりです。おめでとうございます。

埼玉県間税会連合会会長賞

1年生 小林 愛良さん(写真右)

東松山間税会会長賞

3年生 河野 咲良さん

東松山間税会青年部長賞

3年生 飯島 昂さん(写真右から2番目)

関東信越税理士会東松山支部支部長賞

1年生 日野岡 拓実さん(写真左から2番目)

東松山税務署管内納税貯蓄組合連合会会長賞

3年生 柳澤 祐理子さん(写真左)

医療費控除に関する明細書の提出が
義務化されています

平成29年分の確定申告から、医療費控除は領収書の提出が不要となり、代わりに「医療費控除の明細書」の提出が必要となりました。ただし、税務署から記入内容の確認を求められますので、領収書は5年間保存する必要があります。

※医療費控除を受けるために必要な医師等が発行した証明書等は、従来どおり添付または提示が必要です。

セルフメディケーション税制による医療費控除

■適用対象：健康の保持増進及び疾病の予防として一定の取り組みを行う方が、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合

■適用の受け方：①「セルフメディケーション税制の明細書」の提出、②適用を受ける年分において一定の取り組みを行ったことを明らかにする書類(インフルエンザ予防接種の領収書など)の提出または提示

社会保険料控除の申告をお忘れなく

令和元年中にお支払いになった「介護保険料」「後期高齢者医療保険料」「国民健康保険税」「国民年金保険料」は、社会保険料控除の対象となります。控除額は、特別徴収の方(年金からの徴収)は年金保険者発行の源泉徴収票で、普通徴収の方(個人納付)は領収書でご確認ください。口座振替の方は令和元年中に振替により納付した合計額となります。

介護保険のサービス利用(施設・居宅)がある場合、医療費控除の対象となる場合があります(領収書に「対象」と記載されています)。また、要介護認定を受けた方は、申請により障害者控除、特別障害者控除を受けられる場合があります。

問合せ 【介護保険料】長寿福祉課 ☎ 296-1210 【後期高齢者医療保険料】町民健康課 ☎ 296-5891 【国民健康保険税】税務会計課 ☎ 296-5892 【国民年金保険料】ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル ☎ 0570-058-555 (IP電話からは ☎ 03-6700-1144)

公的年金等の源泉徴収票を郵送します

令和元年中に厚生年金や国民年金等から年金を受け取られた方に、令和元年分として支払われた年金額や、源泉徴収された所得税額等をお知らせする『公的年金等の源泉徴収票』が日本年金機構から送付されます。

日本年金機構からの発送の時期は1月中旬～下旬を予定しています。所得税の確定申告をされる方は、申告の際に添付書類等として必要になりますので、大切に保管してください。万が一紛失してしまった場合の再発行手続きや源泉徴収票に関するご質問は、川越年金事務所(☎ 242-2657)か「ねんきんダイヤル」(☎ 0570-05-1165)までお問合せください。

税に関する情報を集めました

税情報 -Tax Information-

ふるさと納税制度の見直し

ふるさと納税(個人町民税・県民税にかかる寄附金税額控除の特例控除該当部分)の対象となる地方団体を一定の基準に基づき総務大臣が指定します。

対象となる団体については、総務省ホームページに掲載されています。(総務省ホームページ「ふるさと納税ポータルサイト」をご参照ください。)

指定対象外の団体に対して、令和元年6月1日以降に支払った寄附金については、ふるさと納税(個人町民税・県民税にかかる寄附金税額控除の特例控除該当部分)の対象外となります。※所得税の所得控除及び個人住民税の基本控除部分については対象となります。

住宅借入金等特別税額控除の拡充

令和元年10月1日から令和2年12月31日までの間に住宅取得等をして居住の用に供した場合、次の見直しが適用されます。ただし、消費税率10%ではない住宅取得等については適用されません。

◆適用年数が、現行の10年から13年に延長されます。
◆11年日以降の3年間は、消費税率等の2%引上げ分の負担に着目した控除額の上限が設定されます。具体的には各年において、以下のいずれか少ない金額が控除されます。

1. 建物購入価格の2%÷3
2. 住宅ローン年末残高の1%

※所得税額から控除しきれない額については、改正前の制度と同じ控除限度額(所得税の課税総所得金額等の7%(最高136,500円))の範囲で個人町民税・県民税から控除されます。

なお、建物購入価格、住宅ローン年末残高の控除対象限度額は現行と同水準です。

確定申告書用紙に代えて「確定申告のお知らせ」はがきをお送りしています

近年、電子申告等による件数が増加しており、税務署から送付した申告書用紙が利用される割合は年々低下しています。このため、国税庁では、資源保護等の観点から、申告書用紙の送付に代えて、「確定申告のお知らせ」はがきをお送りしています。

このはがきは、ご自宅等から電子申告により送信した方や、各指導機関を通じて申告書を提出された方にお送りしています。

なお、手書き作成した申告書を提出された方など、はがきの送付対象に該当しない方で、翌年も申告が必要と見込まれる方に対しては、確定申告書用紙を送付しています。

皆さまのご理解とご協力をお願いします。

「確定申告のお知らせはがき」ってなに？

申告書の作成に必要な情報を記載したはがき、または封書のことです。「確定申告に必要な情報」や「e-Taxのご案内」などが記載されています。

「確定申告のお知らせ」はがきが送付される方

前年の所得税または消費税の確定申告書の作成場所・作成方法・提出方法が以下のいずれかに当てはまる方で、翌年も申告が必要と見込まれる方

	作成場所	作成方法	提出方法
1	ご自宅等	確定申告書等作成コーナー	書面
2	税務署の申告会場	申告会場のパソコン	e-Tax・書面
3	市区町村の申告会場	すべて	e-Tax・書面
4	青色申告会、商工会などの指導会場	すべて	e-Tax・書面

ご利用ください 税理士による所得税の還付無料相談

年収600万円以下の方を対象に、税務相談を無料で行います。ご希望の方は、税理士会事務局へ事前に電話連絡の上、ご案内する税理士事務所へおたずねください。

なお、年収600万円を超える場合や複雑な手続きを要する場合などは、料金が発生することもありますので、事前連絡の際に担当税理士にご確認ください。

対象 ①年金受給者 ②給与所得者で医療費控除を受け

たい方 ③年の途中で就職・退職された方、年末調整が済んでいない方

期間 2月1日(土)～15日(土)

※2月21日(金)午前10時～午後4時に「税に関する無料相談」も行います。

申込・問合せ 関東信越税理士会東松山支部 事務局 ☎ 0493-25-2670 (月～金曜日 午前10時～午後3時)